連合愛知
・労災の防止
・快適な職場
・心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14－18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684－０００３
FAX(052)684－０３０３
連合愛知ホームページからも閲覧できます
http://www.rengo-aichi.or.jp

活動領域の新境地をめざす！

安全衛生センター第３回理事会

理事会模様

７月15日（水）に行われた安全衛生センター第３回理事会の主なテーマは秋の取り組みについてである。

持田理事長は冒頭「いよいよ夏の暑さが本格化してくる。仕事をする上で一層厳しい環境となり、労災防止対策と同時に熱中症対策が重要となる。

10月28日～30日まで12年ぶりに愛知県で全国産業安全衛生大会が行われる。労災防止に関する研究発表や事例報告があり、安全対策の立案には非常に参考となると思われるので是非参加していただきたい」とあいさつをした。

議事は、①安全衛生センター設立25年を契機に新たな活動を推進すること、②10月の全国労働衛生週間に対する取り組みとして、連合愛知安全衛生担当者研修会（２回目）」の開催　③平成27年度職場の健康づくり指導者セミナーへの参画　④全国産業安全衛生大会への参加について等について論議を行った。

①項については、これまでにない活動の領域を広げていくための調査・研究や他県連合会への労働保険加入推進に向けた活動、②項については９月11日(金)午後１時30分から開催し、受動喫煙対策とストレスチェックに重点を置いた研修会を実施する（下記参照）　③項については10月８日（木）・９日（金）に開催され、理事選出構成組織を中心に参加を呼びかける　④項については、10月28～30日に名古屋で開催される。連合愛知定期大会とも重なるが12年ぶりの名古屋開催であり、理事をはじめ多くの参加を呼びかけていく。等について確認した。

河上新理事

今回の理事研修としては、ＤＶＤ「メンタルヘルス自己チェック」を視聴した。今回、構成組織の事情により理事の交代があった。

構成組織	新理事	旧理事
愛教組	河上賢太	岡田幸博
全国ガス	内藤貴祥	渡辺純一

なお、棚橋副理事長の後任は選出せず、総会まで空席とした。

ストレスチェック対策中心の集会

２０１５連合セイフティネットワーク集会

６月29日（月）ホテルグランドパレス（東京）において、「2015連合セイフティネットワーク」集会が開催された。

会議の冒頭、労災でなくなった方のご冥福を祈るため全員で黙とうをささげた。

主催者を代表して神津事務局長は『安全衛生法の改正は約１年前の６月19日に成立、９年ぶりの改訂となった。連合の取り組みは法改正前の取り組み、成立後の政省令策定段階において積極的に意見提起をしてきた。12月からストレスチェック制度が導入されることとなったが、大変残念な経過があった。法案提出直前に与党の部会審査において修正が入り、50人未満の事業場が「努力」義務となった。連合の取り組み方針では全ての事業場で実施されるよう事業者に体制整備を求めるというものである。基本的な労働条件や安全衛生において事業規模の大小で取り扱の差があってはならない。そういう思いについて改めて確認しておきたい。

６月25日発表された昨年の精神疾患の労災申請件数1,456件、認定件数497件と過去最多の数値となった。職場のメンタルヘルス対策の強化は待ったなしの状況にある。また、過労死についても毎年100件を超えている。長時間労働を助長する法の改悪については断固阻止していくという闘いを皆さん方のご協力をいただきながらキャンペーンに取り組んでいるところである。また、安全衛生という観点からもしっかり過重労働対策に取り組まなくてはならない。本集会はメンタルヘルス中心の内容となっている。情報の共有化、一層の理解促進をお願いする。

安全衛生の取り組みは何といっても「危険の芽を放置することなく、危険を予知し、放置しない」ことであり、これを愚直に取り組んでいただきたい。本集会が実りある集会となるよう祈念する。』と挨拶があった。

労使の信頼関係で行う制度

続いて厚労省の産業保健支援室室長補佐の中村宇一氏から「改正安全衛生法に基づくメンタルヘルスチェック制度について」説明があった。この中で、ストレスチェック制度は、メンタル不調者を見つけ出すのではなく、そこに至る前に早めに手を打とう、未然に防止することを目的にしたものである。誤解している人も多いので誤解を解いていただきたい。健康診断と違い受検義務はない。無理やり実施することで悪化する人もいるということで、そこまでは強制しないが、基本は、全員が受検することが望ましいという考え方だ。

ストレスチェックから事後措置までの流れ

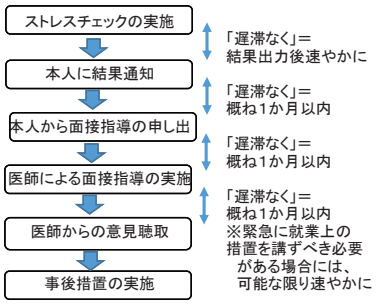

今回の仕組みの１つのミソは、**労使の理解納得の上で実施する**ことである。具体的な実施方法について細かく規定されていて、目的から実施体制、やり方から結果の取り扱いなど諸々の要素について衛生委員会で議論し、社内規定を作成しなければならないし、その規定は事前に全員に周知しなくてはならない。

調査票の内容は各会社で決めて構わないが、３つの要素

① ストレスの原因に関する項目
② ストレスによる自覚症状に関する項目
③ 周りのサポートに関する項目

これが必須の要素となる。なお、国では57項目の調査票を推奨している。

また、実施するにあたり、個人の不利益扱いを防止するためのプライバシーの保護や集団分析結果の扱いや集団の長への不利益扱い対策等についても衛生委員会でルール化をしていただきたい。

外部に委託する場合は、委託先が信頼できるか厚労省のＨＰにも掲載している面接指導のマニュアルの中にチェックリストがあるので参考にしていただきたい。

国では面接指導制度をシステム上でできるプログラムを秋ごろを目途に開発中である。希望企業には無料で配布する予定であり、是非、ご利用していただきたい。

その後、厚労省から第12次労災防止計画の実施状況、連合本部報告、産別・単組の取り組み報告、講演「職場のメンタルヘルスと法」等、中身の濃い集会であった。

安全衛生Q&A

【問題】ヒヤリハットに関し、適切なのはどちらか

（イ）　ヒヤリハット事例は、危険有害要因の検討において重要な情報である

（ロ）　ヒヤリハット事例は、災害に至っていないので、災害防止の観点から重要視する必要はない

答えと解説は裏面

災害プロセスに沿った安全対策を！

岡田安全課長

27年度愛知労働局安全衛生行政の課題

６月５日に行われた安全衛生担当者研修会報告。今回は愛知労働局安全課長岡田眞治の講演模様。

26年度の労働災害発生状況は別表のとおり死亡者数では交通事故より少ないが休業４日以上では多くなっている。年千人率では9.7％であり、ほぼ100人に１人が休業をしているわけで労災が多発していることが認識できる。

また、愛知の死亡災害は前年比で13％増となってしまった。業種別では、清掃と畜業が０から７人に、商業では３人から7人と大幅に増加した。

		死亡（名）	年千人率	負傷（名）	年千人率
労災事故	全国	1,057	0.019	53.6万	9.7
	愛知	61	0.015	6,703	－
交通事故	全国	4,113	0.032	71.1万	5.6
	愛知	204	0.029	57,183	－

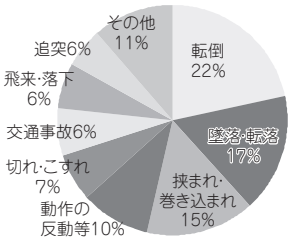

＜型別＞

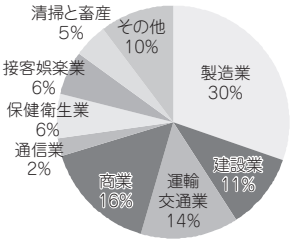

＜業種別＞

型別では、転倒、墜落・転倒、挟まれ・巻き込まれの順となっている。そして、挟まれ・巻き込まれが前年の８％から17％と倍以上となったのが大きな特徴である。

業種別発生率では商業が12％と製造業、運輸交通業に次いで３番目と意外と多い。

第12次労災防止推進計画では15％削減しようとしているが２年連続の増加となってしまった。しかし、工業生産額が増加している中で、製造業、建設業、運輸交通業では一定の成果が上がっている。第３次産業が大幅に増加したため、全体では2.6％の増加となってしまった。

業種別で見てみると、製造業では挟まれ・巻き込まれが多い。建設業では、墜落・転落、運輸交通業では、交通事故かと思いきや意外と墜落・転落が多い。車の荷台や荷物の上から転落する。第３次産業、商業、保健衛生業、積極娯楽業では、転倒災害が圧倒的に多い状況である。

業務上疾病については、毎年減少し26年は312件となった、このうち、災害性腰痛が222件と７割強を占めている。その他は熱中症が前年の43件から20件と半分以下に減少した。

「安全とは」何か

事故を個人の不注意で済ませる傾向がある。人間の体は関節と手とか指の動きが別々の動きをするや、声をかけられたりすると、集中が切れ間違いが起こりやすい。

国際規格では「絶対安全はない」と定義されていて、国際標準化機構（ＩＳＤ）によると安全とは“許容可能でないリスクがないこと”あるいは“リスクがあって、リスクが管理されている状態”としている。

リスクは必ずある。例えば、この会場へ来るときに車や自転車、段差のリスクがある。しかし、リスクがあるからと会場に来ない訳にはいかない。自分自身で周りに目を配り歩き、気を付けて来るということになる。

そこで、今年の愛知労働局の最重点課題は従来の重点業種対策から変更し、危険源と作業等との関わりを調査して、災害発生プロセスに沿った安全対策を取っていただくことが重要だとしている。

＜以下次号＞

労働保険豆知識シリーズ⑤
組合の業務で労災と認定されるか否か

ケース１	組合の委員会出席で出張（途）中、階段でつまづき負傷した。
	労災保険が適用される（会社の労災保険は適用れない）。万が一、障害が残った場合でも障害等級に応じた補償が受けられるので、非専従者にも労災保険の特別加入をお勧めする。
ケース２	組合の大会や委員会に出席後、観光地に立ち寄り、帰り道で事故に遭った。
	労災保険は適用されない。ただし、土産物や弁当を買う等の若干の経路逸脱は対象となりうる。
ケース３	組合の用務で宿泊。ホテル内で、または、ホテルへ向う途中で負傷した。
	原則として、労災保険が適用される。
ケース４	組合主催のレクリエーション行事の担当者として業務中、事故に遭い負傷した。
	労災保険が適用される。
ケース５	昼休みにコンビニに弁当を買いに行き帰りに車にはねられ負傷した。
	事業場外で発生した事故であり、労災保険は適用されない。
ケース６	組合事務所がある会社内の食堂で昼食時、階段で転び負傷した。
	労災保険が適用される。

ご参加下さい

連合愛知安全衛生担当者研修会（２回目）

と　き　2015年９月11日（金）13時30～16時

ところ　れあろ　６階大会議室

内　容

（１）　受動喫煙防止対策について（仮称）
　　講師：日本たばこ産業㈱東海支社

（２）　レッツトライ！あいち巡りん体操（仮称）
　　講師：あいち健康科学総合センター

（３）　ストレスチェック制度の運用について（仮称）
　　講師：石見忠士氏（心の耳運営事務局長）

【答え】（イ）

（解説）災害が発生したら、その原因調査と再発防止策を速やかに実施することは言うまでもありませんが、ヒヤリハット事例も事故になったかもしれない大切な情報です。ヒヤリハット事例から必要に応じてリスクアセスメントや危険予知訓練を行い、その対策を講じることによって、より安全な職場を形成することができるのです。